<ご相談受付について>

開所日

・月曜日から金曜日
土日祝日、年末年始（12月29日から 1月3日まで）
はお休みです

開所時間

・午前９：００～午後５：００
開所時間は随時ご相談を受け付けていますが、
面談をご希望の場合は、あらかじめお電話で予約
していただけるとスムーズにご案内ができます

ご相談受付電話

０４２－５１８―７５３３

・相談支援事業所は就労継続支援B型事業所に
併設されています

その他

・原則として、ご相談に関する費用は無料です
社会資源や他のサービス利用時には、別途費用が
発生する場合があります
・ご相談は相談支援専門員（精神保健福祉士、
社会福祉士）が対応いたします
相談支援専門員は以下の研修を修了しています
・東京都精神障害者地域移行促進支援事業に
おける地域移行関係職員に関する研修
・東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修　ほか

事業所へのアクセス

JR 武蔵五日市線武蔵引田駅より徒歩 3 分
※事業所の所在地はあきる野市武蔵引田駅
北口区画整理事業地のため案内図は変更が
生じる場合がありますのでご留意ください

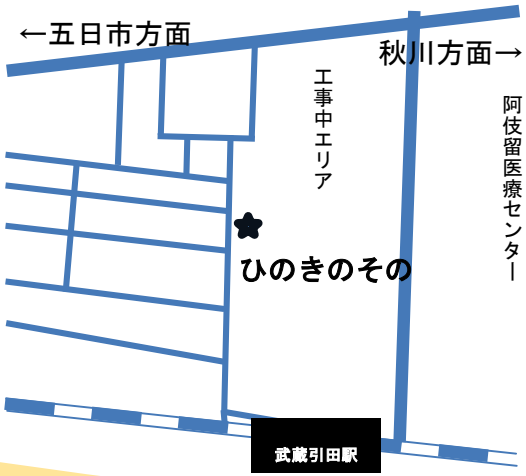

ひのきのその沿革

昭和 56 年 3 月　「緑水会」厚生省社第 365 法人認可
平成 10 年 4 月　精神障害者共同作業所「ひのきのその」開設
平成 11 年 4 月　精神障害者通所授産施設
「就労センターひのきのその」開設
（共同作業所「ひのきのその」事業廃止）
平成 23 年 4 月　就労継続支援 B 型「ひのきのその」事業開始
（精神障害者通所授産施設
「就労センターひのきのその」事業廃止）
檜原村相談支援事業「ひのきのその」事業開始
平成 24 年 4 月　檜原村地域自立支援協議会事務局委託
平成 25 年 4 月　指定一般相談支援事業開始（東京都より指定）
指定特定相談支援事業開始（檜原村より指定）
指定障害児相談支援事業開始（檜原村より指定）
令和 7 年 6 月　西多摩郡檜原村からあきる野市へ移転
指定特定相談支援事業開始
（檜原村→あきる野市より指定）
指定障害児相談支援事業開始
（檜原村→あきる野市より指定）

社会福祉法人　緑水会
相談支援事業所

ひのきのその

〒197-0834
東京都あきる野市引田 18 番地 5
（１５街区１２）
TEL：042－518－7533
FAX：042－518－7532

令和 7 年 6 月よりあきる野市に移転しました

R7.7 月作成

相談支援事業について・・・

ご相談された方の個人情報、ご相談内容などの秘密は厳守いたします。お気軽にお問い合わせください。

＜檜原村基本相談支援事業＞

ひのきのそのでは、檜原村より委託を受けて、基本相談支援と檜原村地域自立支援協議会事務局の運営を行っています。面談は当事業所、ご自宅、檜原村やすらぎの里内で行うこともできます。

対象者について

原則として、檜原村にお住まいの

- 65歳未満の障害（身体・知的・精神）をお持ちの方
- 65歳未満の難病などをお持ちの方
- 障害児
- そのご家族、関係者の方

ご相談受付内容について

- 福祉サービスの利用援助

  障害年金、障害者手帳、福祉用具に関する相談などに応じ、必要なサービスが利用できるよう支援します
- 社会能力を高めるための支援

  日中の活動場所や就労に関する支援を行います
- 権利擁護のために必要な援助

  障害がある方の視点に立ったサービスを提供し、虐待の防止に必要な支援を行います
- 専門機関の紹介

  地域の専門機関と連携し適切な障害福祉サービス事業者をご紹介します

＜指定一般相談支援事業＞

東京都からの指定を受けて、以下の支援を行います

地域移行支援

・病院や施設などから地域生活へ移行する障害者などに対して、地域生活に必要な支援を行います

地域定着支援

・単身生活を送る障害者などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談に対応できるよう支援します

＜指定特定・指定障害児相談支援事業＞

あきる野市からの指定を受けて、以下の事業を行います

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

・障害福祉サービス等を利用する障害者、障害児に対し、適切なサービス利用が行えるよう、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します

モニタリングの実施

・障害福祉サービス等が適切に利用できているかどうか、ご利用者、関係機関で定期的に確認を行います

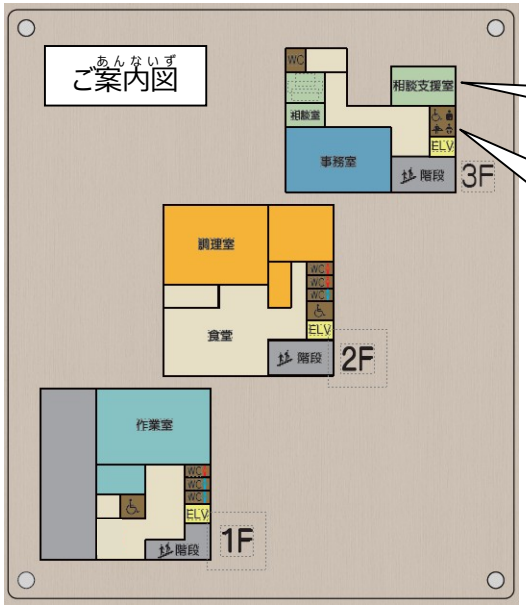

1・2階は就労継続支援事業、3階で相談支援事業を行っています。エレベーターで3階までお進みください。